

小田原市通所交通費助成事業のご案内

令和6年4月

1 交通費の算定について ※別表をご覧ください

通所交通費の助成対象となるのは「最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出した運賃」です。次のことに気をつけてください。

① バス運賃の手帳割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（一部バス会社のみ）の所持者は、運賃が半額となります。定期券より安価なため、支給対象は半額乗車券分となります。バスの降車時に運転手に手帳を見せて割引を受けてください。

② 定期券の利用（電車利用の方またはバスの割引適用がない場合）

月15日以上通所する場合は、乗車券より安価な定期券の金額を支給します。毎月15日以上通所する方は、1か月または3か月定期券をご利用ください。（毎月安定して通所している方は、3か月定期券のご利用をお願いします。）

<ご注意ください>

- ※ 1km未満(徒歩15分程度)は、原則として交通費の支給対象となりません。ただし、障がいの状況等により徒歩に支障がある場合は、ご相談ください。
- ※ 集合場所まで家族の付添いが必要など、特別な事情がある際はご相談ください。

2 届出が必要な場合

次の場合は、届出が必要になるため、担当のケースワーカーにご連絡ください。

- ① 自宅のお引越しや、通所する事業所を変更するため、経路が変わる場合
- ② 電車・バスでなく、自家用車や施設の送迎等に通所方法が変わる場合
- ③ 長期の療養や就職などにより、通所を中止する場合 など

3 交通費の申請方法

通所交通費は、年に4回、3か月分ずつ申請していただきます。

申請する時期に各事業所に「通所報告書」を送付します。事業者が日数を記載したら、利用者が署名・押印、購入した定期券等を記入してください。

※申請時期の期限をすぎると、お振込み時期が遅くなりますのでご注意ください。

<年間スケジュール>

通所した期間	申請する時期	お振込予定
1月～3月分	4月	5月末頃
4月～6月分	7月	8月末頃
7月～9月分	10月	11月末頃
10月～12月分	1月	2月末頃

■お振込み時期が近づきましたら、市からハガキにて振込通知が届きます。

小田原市障がい福祉課 障がい給付係 ☎0465-33-1467